

舞鶴市長 多々見良三 様

令和 4 年 6 月 18 日

令和 4 年 6 月 19 日改定版

FM まいづる中継局に関する申し入れ

平素は、一般財団法人有本積善社／ FM まいづる 77.5MHz へのご支援、御協力を賜り誠にありがとうございます。FM まいづる中継局におきましては舞鶴市と協力して設置、運用するべく進めて参りましたが、令和4年6月15日の舞鶴市議会一般質問の鴨田秋津議員の質問に対する川端市長公室長の答弁は、当財団と舞鶴市の信頼関係を大きく損なうものであり当財団の名誉も著しく損なうものであります。本中継局は、新たに国から割り当てられた VHF160MHz 帯の電波を有効に活用し、コミュニティ FM が災害に強い放送を行うべく、全国のコミュニティ FM から大きく期待されているものです。本中継局の設置及び安定した運用は、当財団のみならず開発した事業者、総務省、全国のコミュニティ FM がその正常な稼働を待ち望んでいるものです。しかしながら本中継設備の詳細設計及び本年3月以降の舞鶴市の中継局の管理状況及び現状認識は我々コミュニティ FM 事業者にとって大きな懸念となるものです。現状を放置する事は、当財団の社会的信用と放送事業の信頼性に多大な悪影響をもたらすと判断します。ついては、舞鶴市が所有する FM まいづる中継局設備の設置及び運用において以下の通り申し入れます。

1 . FM まいづる中継回線方式の選定経緯について

設計段階における中継局の通信方式についての当財団の見解は一貫して、耐災害性の観点から、近隣の綾部市で運用実績のある無線方式を舞鶴市に助言したものです。助言は舞鶴市から招へいされ参加した会議で契約関係の無いボランティアとして助言したものです。回線方式が基本設計から詳細設計の過程で無線回線が選択されたのは災害対応を考慮し、設計会社が総合的な比較検討を行い、舞鶴市が承認したものです。「基本設計で有線回線が決定していたものに対し、当財団から設計変更を強く要望した」という事実はありません。当財団がボランティアで協力した技術的助言行為を受信トラブルの原因のように誇張して表現することは道義的に許されることではありませんし、当財団と舞鶴市の一切の信用を損なうものです。このように議会で繰り返し答弁されることは、設計会社の瑕疵や市の管理体制の問題を当財団（民間放送事業者）に転嫁しようとする恣意的な市の発言姿勢と言わざるをえません。この答弁により FM まいづる中継局に関する諸問題の原因が当財団にあるかのように誤解を招いています。また、コミュニティ FM 放送事業者の判断により受信トラブルが発生した誤解も生んでいます。これは、当財団のみならずコミュニティ FM 放送事業者の社会的評価・信用を著しく損なうもので看過できません。

尚、令和4年6月15日の舞鶴市議会6月定例会一般質問の鴨田秋津議員の質問に対する川端市長公室長の以下の答弁は、執拗に以前から繰り返されているものであり、明らかに当財団への責任転嫁を意図したもので、本議会で更に繰り返された事は、本日まで築いてきた当財団と舞鶴市の信頼関係を恣意的な発言により大きく損ない、当財団の名誉を棄損しました。当財団の名誉と舞鶴市との信頼関係の回復の為に、以下の発言の撤回もしくは訂正を令和4年舞鶴市議会

6月定例会内で行うことを申し入れます。発言の撤回もしくは訂正が行われない場合は、あらゆる手段を通じて当財団の名誉の回復を自ら行います。

～以下令和4年舞鶴市議会6月定例会一般質問6月15日（午後）議事抜粋～

（鴨田秋津議員 質問）

・・・（中略）みずから主張されているように、国の機関があることや、自然の影響を受ける可能性を最初から考慮して失敗した場合の措置についてですね。仕様書や契約書であらかじめ触れておくべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

<川端市長公室長の答弁>

※撤回もしくは訂正を申し入れする部分を下線で記す。

今回につきましては、仕様書などで、それについては触れてはおりません。ちょっと今回のこのことについて経緯を少し御説明しておく必要があるかと思えます。・・・（中略）で、このような中、FM まいづるからは、今回のこの事業が国の全額の補助事業であり、放送事業者の負担が伴わなかったということもあり、平成30年度の基本設計においてはこの加佐の中継所については無線ではなく、有線回線での送受信ということで、既に基本設計を完了しておりました。完了した後、平成元年度になりましてから、FM まいづるの方からは無線回線での送受信に強い要望があったということで、基本設計の段階と詳細設計の段階で少し事情が変わってきたということがございます。

・・・（中略）この基本設計は置いておりましたけれども、この地域のコミュニティー放送 FM まいづるからの要望でもございましたことから、詳細設計の段になって無線回線での整備に変更をして取り組むということになったものがございます。

・・・（中略）空山につきましては、今も申し上げましたように見通しも効くことから、基本設計の段階から一定の電波の送受信は見込める状況にあったというような事情でございました。で、このようにエフエム舞鶴から加佐中継所への有線から無線での送受信の変更について要望がございましたことから、関係機関が協力をいたしまして、最善の方法を詳細設計の段になって検討をしてきたところでございます。

・・・（中略）この内容で近畿総合通信局におきましても許可を行ったということでございまして、これを行って試験電波を発信したということでございまして、それほど不安定なものであったということで地元のコミュニティエフエムの要望にかなえられるように、というようなことで、市といたしましては課題解決に向けまして、最善の方法を検討するなど、善処をまいりましたということでございます。

2. 建設技術研究所の設計の問題について

当財団は、未完了であった建設技術研究所の中継局の設計及び免許申請書作成に対して誠心誠意舞鶴市に協力致しました。建設技術研究所の詳細設計の不備と未完成の免許申請書の作成（明確な証拠書類があります。）を舞鶴市の要請により委託契約の無いボランティアとして令和2年4月～7月の間（延べ160時間以上）舞鶴市の業務を支援しました。また、総務省近畿総合通信局とFM長岡の技術的な指摘事項を元に、無線受信のトラブルに繋がる回線設計上の問題を免許申請直前まで広報広聴課に指摘していましたが、工期遅延を理由に再検討がなされま

せんでした。中継局が正常に作動しなかったのは明らかに放送設備の設計経験が不足している建設技術研究所の詳細設計（中継局置局と回線設計の総合的な計画）の問題です。これらを論理的に証明する関係者のメールの送受信（「固定局 諸元表・回線設計表の問題点」）が存在します。放送設備の設計経験が豊富で本中継局と同様の設備の設計経験がある専門業者に設計を発注し、必要であれば総務省へ「実験局」免許を申請し、試験電波の発射を行えば、受信トラブルは回避できたと考えます。中継局が正常に作動しない設計を行った建設技術研究所の瑕疵を一切問わないのに、当財団が要望した為に中継局の問題が発生したように論点を摺りかえる稚拙な発言を市議会で先導することは舞鶴市政における重大な汚点です。上記の令和4年6月15日の舞鶴市議会6月定例会の答弁が撤回、訂正されない場合は、本申し入れ書及び関係資料の公表等をもって、当財団の本事業に対する正当な行為を証明し、当財団の名誉を自ら回復します。

3. 五老ヶ岳送信所局舎の温度上昇の問題について

五老ヶ岳送信所局舎で温度上昇が発生しており、機器の重大な故障に至る事態があることは、令和4年6月15日現在、当財団と舞鶴市広報広聴課、資産マネジメント課、FM長岡等の関係者で共有している事実です。この事実は、広報広聴課、資産マネジメント課、危機管理課との打ち合わせの席等でもお伝えしており、令和4年3月11日に広報広聴課三輪課長宛にメールにて対応を具体的に依頼しており、令和4年3月31日に再度、広報広聴課、資産マネジメント課、危機管理課宛に昨年の記録データを添付して依頼しています。その後も今日まで、5回（5/30、6/1、6/18日※3回）のメールと口頭で再三再四の対応を広報広聴課と資産マネジメント課（高井係長）に依頼していますが一切の返答と対応を頂いておりません。複数の部署で知られている事実が、令和4年6月15日の舞鶴市議会6月定例会一般質問において川端市長公室長が把握していないという事が判明したことは、中継局の重要な事項についての情報が担当部署で十分に理解されず、上席に共有されない事態が放置されていた証明であり、舞鶴市が本中継局設備を管理する上で重大な問題です。事業者から提供される重要な情報やメールに対して市役所職員はどのように対処、返答することが舞鶴市役所の業務ルールとなっているのか？ルールや基本方針は無いのか？回答を頂くと共に、現在起こっている事態に速やかにご対応を頂くよう市の組織運営の改善を申し入れます。

4. 加佐中継局への無線回線の設備の再調整の問題

加佐中継局への無線回線設備は、追加変更工事後も安定した運用には再調整が必要な状態であることはFM長岡から提示された報告により当財団、舞鶴市広報広聴課、資産マネジメント課の関係者で共有されている周知の事実です。令和4年4月以降、未だ、舞鶴市から当財団に対して無線回線の使用指示はありませんので、運用実績もありません。五老ヶ岳送信所局舎の温度上昇の問題を含めて有線回線と無線回線が併用ができる状態ではありません。また、総務省への申請は無線（WiFi）回線（予備）、無線（160MHz&60GHz帯無線LAN）回線（第1回線）、有線回線（現用・第2回線）となっています。（添付別紙参照－放送ネットワーク構成概要図）問題が無ければ有線回線（現用）もしくは無線（160MHz&60GHz帯無線LAN）回線（第1回線）を使うのが正常な運用です。尚、総務省は無線（160MHz&60GHz帯無線LAN）回線を現用回線としては認めない見解であり、有線回線（現用）の廃止はできません（令和3年12月23

日免許変更申請時に確定)。令和4年舞鶴市議会6月定例会(6月15日)の舞鶴市答弁の訂正が必要です。もし、舞鶴市が加佐中継局への無線回線が問題なく使えると判断するのであれば、出水時期に入りますので、温度上昇の問題を解決の上、災害に備え、早急に無線回線への切り替えを指示して頂くことが合理的な判断です。

5 舞鶴市の中継局の管理体制の問題

一般財団法人有本積善社は、五老ヶ岳送信所の局舎室温上昇による機器故障防止、また、使用していない機器の節電の為に、舞鶴市に加佐向送信機の作動停止を提案し、舞鶴市(資産マネジメント 高井係長)承諾(5/31日)の上、5月31日11:05に加佐向送信機の電源を切っており、舞鶴市と当財団の設備保全の為に、適切に対応したものです。FMまいづるの中継局送信機は、舞鶴市所有物であっても免許人である当財団が総務省に登録した無線従事者のみが操作する権限を持ちます。操作の判断においても当財団及び当財団の無線従事者が行うことができます。令和4年舞鶴市議会6月定例会議会6月15日鴨田秋津議員の質問に対する川端市長公室長の答弁「無線の送受信のアンテナにつきましては、市の所有物でございます。その判断は市が行うべきで、FMまいづるがその判断をまず行うものではないということは共通の認識でございますので、」は正確でなく、当財団は同意しません。

FMまいづるの中継局設備の管理(保守・メンテナンス)は舞鶴市が行うものとなっています。令和4年3月25日から6月9日までに、FMまいづるの中継局設備(五老ヶ岳送信所)から2603通のアラームメール(なんらかの機器もしくは通信・放送の異常を知らせるもの)を当財団が受信しています。このアラームメールの受信は令和4年6月9日まで当財団のみが受信しており舞鶴市は把握していませんでした。当財団は、ボランティアで本アラームメールの状況を逐一、舞鶴市資産マネジメント課(高井係長)に報告し、アラームの原因究明と対処を求めています。これに対する舞鶴市からのメール返答は4通、対応は2件のみで、舞鶴市の中継局の管理状況は適切とは言えません。舞鶴市は保守会社と契約しておらず故障時や夜間、休日の不具合対応、24時間常時のモニターにも課題があります。故障や災害が発生した場合、長時間の中継局放送停止となる恐れがあります。現在の舞鶴市の管理体制は脆弱もしくは怠慢のどちらかです。現状では、舞鶴市が中継局の管理を適切に行うことは不可能で、放送機器の損傷や重大な放送事故に繋がる可能性があります。管理体制の見直しを申し入れます。

本申し入れは、舞鶴市の令和4年舞鶴市議会議会答弁に伴い、答弁の撤回及び訂正を求めるものである為、令和4年6月20日24時まで文書による返答を申し入れます。期限までに文書による返答が無い場合もしくは申し入れに対してのご対応が無い場合は、当財団の名誉回復の為に、本申し入れ書及び関係資料の公表等をもって当財団の名誉を回復せざるを得ないと判断させていただきます。

以上

一般財団法人有本積善社
理事長 有本 圭志



●放送ネットワーク構成 概要図

